

北海道釧路工業高等学校 全日制 生徒心得

この生徒心得は本校の教育方針にしたがい生徒として学校生活を送る上で守らなければならない日常規範を示したものである。本校生徒は常に高校生としての誇りと自覚をもち、この心得を正しく理解し、実行する。

A（校内における心得）

1 礼の心得

① 来客、父母、職員に対しては礼儀を失わないように心がける。

② 生徒間にあっては、相互に敬愛、親睦の念をもって行動する。

③授業の初めと終わりには全員起立して礼をかわし、授業中は専心に学習にはげむ。

④ 常に本校生徒としての誇りと品位を失わないように心がける。

2 登、下校について

① 教室内外は常に清潔にし、校内生活の秩序を保つ。

② 通学途上にあっては、交通道德を守って公衆に迷惑をかける。

③ SHRが始まる5分前に必ず教室に入る。

④ 登校後は無断で校外に出ない。やむを得ず校外に出るときは、HR担任に届けて外出許可証に認印を受ける。

⑤ 病気、その他の理由により、早退するときは必ずHR担任に届けて、外出許可証に認印を受ける。

⑥ 遅刻をしたときは、早急にHR担任にその旨を届け、入室届けに認印を受ける。

⑦ 部活動は指導教員の指導下にあつて行う。なお、校内における火気使用及び備品等の使用は全て許可を要する。

⑧ 公共物、校舎、校具を破損、紛失したときは直ちに関係教員及びHR担任に届け出る。

⑨ 登下校及び外出時には生徒手帳（身分証明書）を必ず持つ。

3 頭髪、服装について

◎身だしなみは常に端正、清潔、質素であり、直ちに就職等の試験が受けられる状態に保つ。

① 頭髪は端正、清潔にし、次のことを厳守すること。

（ア）頭髪は、パーマ・染色（脱色）・ライン・アイロン等を使った加工を含め奇抜な髪型は厳禁とする。なお、長さは、自然の状態で目にかからない、耳周りは耳にかからない程度、もみあげは耳たぶまで、襟足は学生服のカラーにかからない程度とする。

（イ）容ぼうについては

○眉を細くしたり、短くしない

○ひげを生やさない

○ピアス、化粧はしない

○指輪等のアクセサリはしない

② 学校生活では登下校時も含め、本校指定制服を着用する。又、大会出場、科の責任者が必要と認めた場合はその責任者の指示に従う。

③ 襟章（学年章・科章）及び制服のボタンは本校指定のものをつけること。（学年章は右、科章は左に中心より1cm離れたところにつける。）

女子は左襟に科章・学年章をつける。

④ 制服の変形は禁止する。発見した時は学校預かりとする。

⑤ 女子の制服は次のようにする。

（ア）スカート又はスラックスとする。

（イ）スカート丈は膝頭の上のラインとする。

（ウ）スカートのひだ数は16本とする。

（エ）ストッキング類は黒色又は、肌色。ソックスは紺無地又はグレーのハイソックスを原則とする。

（オ）夏服はベストを上衣とし、同じ布地のものとする。

⑥ ワイシャツ、セーター、オーバー、レインコート、マフラー類の色及び形は清潔で高校生らしい感じのものを着用すること。

⑦ 夏季略装期間は、その規定に従うこと。

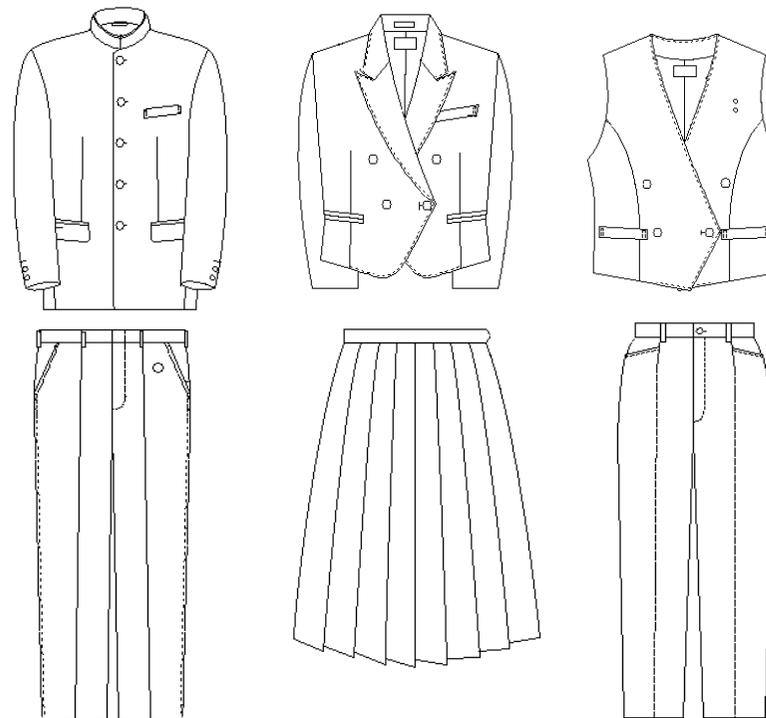
⑧ 靴履とする。

⑨ 上靴は学年指定のものとし、学年、氏名を明記すること。

⑩ サングラス・偏光メガネ・角度付きメガネの使用は禁止する。（但し、偏光メガネについては、疾病等やむを得ない事情があるときは担任に申し出ることとする）

※なお、男子と女子の制服は次の図を参照のこと。

男子 女子



4 自転車通学について

① 自転車通学の開始について

自転車通学の開始時期については、学校の定めた時期より始めること。

② 実施上の注意事項

（ア）自転車通学をする生徒は学校の指導に十分従うこと（校内、外での利用について、自転車置場について等）。

(イ) 自転車通学をする者は、本校専用のステッカーを貼付しなければならない。

③ 自転車通学の停止について

(ア) 自転車通学の停止時期については学校で定めた指導に従う。

5 所持品について

① 自分の所持品は科、学年、氏名を明記し、その保管には責任をもつ。

② 校内において物品を紛失、拾得したときは直ちにHR担任及び生徒指導部に届ける。

③ 学習に不必要な金銭、物品は学校に持参しないように心がける。

④ 通学用カバンは学習用具の十分入るものを使用する。

6 教室、実験・実習室の使用について

HR、実験・実習室等の使用に際しては、事前に当該教室の管理教員に届け出て所定の手続きをとり、許可を得る。

7 運動場の使用について

◎保健体育科授業並びに傷害危険防止の上から体育館使用規定を次の通り定めるから厳守する。

① 体育館、屋外運動場は心身鍛練の場であり、憩いの場であることを考え、整理整頓に留意し危険物は自発的に除去するとともに運動用機械、器具の整備保全に努める。

② 授業時間中は保健体育科が使用するから欠課時間等の体育館の使用は厳禁する。

③ 放課後の部活動を除き、休憩時において危険性の高い運動は行わない。

④ 放課後、休業日等に体育館、屋外運動場を全面的に使用する

ときは保健体育教員または関係教員を経て許可を得る。休業日にあつては午前10時から午後4時までとする。

8 出版、諸掲示、集金等について

① 校内における出版物（ビラも含む）及び掲示物は必ず生徒会指導部に届け出て許可検印を得なければならない。

② 校内において集会、宣伝等を行うときは、事前に生徒会指導部の許可を受ける。

B（校外における心得）

1 夜間外出、外泊について

① 平常日（土・日・祝日を含む）は午後9時までに帰宅する。ただし、港まつり等の祭典、盆、正月に限り午後10時までに帰宅する。

② 外泊は原則として禁止する。特別な事情が起きて外泊を必要とするときは保護者の許可を得る。

2 興行物、遊技場の出入りについて

満18歳未満の入場禁止の興行物、遊技場の入場は禁止する。又高校生として好ましくない場所への出入りを慎む。

3 アルバイトについて

① アルバイトは、学業に支障の無いことを前提に諸事情を考慮した上で認める。

② 平常日（土・日・祝日を含む）のアルバイトに関しては経済状況、社会勉強等事情がある場合に、所定の手続きを踏み書類を提出した者に認める。ただし、時間は午後8時30分までとする。

③ 長期休業中のアルバイトに関しては、所定の手続きを踏み書類を提出した者に認める。ただし、実施期間は長期休業中の3分の2以内とし、時間は午後7時までとする。

④ 次のアルバイトは認めない。

(ア) 学業に支障をきたすもの(職種、頻度、時間等)

(イ) 危険を伴う職種のもの(車両の上乗り、車両利用等)

(ウ) 高校生としてふさわしくないもの(18歳未満出入り禁止の職場、居酒屋等)

⑤ アルバイトを行う場合は、アルバイト実施願を提出し生徒指導部に承認を得る。承認した者については承認書を発行する。アルバイト実施期間中はアルバイト承認書を携行する。

⑥ 次の場合はアルバイトを中止させる。

(ア) 学業成績不振

(イ) 時数不足

(ウ) 認められないアルバイトを行っている

4 諸会合について

届出許可制とし、下記の条件を満たす場合にのみ許可する。

(ア) 酒、その他アルコール類が出ない。

(イ) その会合には本校の教員または小学校及び中学校の責任教員が出席している。

(ウ) 会費は2,000円以内である。

5 運転免許取得と交通安全について

① 原付・自動二輪の運転免許を取得すること、運転することはすべて禁止する。

② 普通自動車免許の取得は、第3学年の定められた期日以降に、免許取得の正当な理由が有り、学業・生活面においても良好な者について、取得のための教習開始を許可する。なお、取得後も在学中の運転は禁止する。

③ 卒業後の進路に関わる職務上必要な免許取得に関しては、特別に審議するものとする。

④ 前記①、②に違反した者、及び事故を起こした者については、厳しい特別指導を行うとともに、運転免許証を学校で保管するなどの措置をとる。

⑤ 通学時や日常生活の中で交通ルールをよく遵守し、交通安全に十分留意するとともに、交通マナーにも気をつけ釧工生の品位を汚さないように心がけること。

6 旅行・登山・キャンプについて

旅行・登山・キャンプ等を行う場合は、保護者などの責任者の下で行うこと。

C (その他の心得)

1 他校との交流試合、合同会議または他校の校舎、校庭を使用する場合は事前に当該部顧問及び関係教員に届け出る。

2 生徒がその本文に背反した行為をした場合は、その程度に応じて訓戒、停学、退学、その他適当な処分を行う。

平成30年4月4日改訂

令和4年4月1日改訂